

文教委員会資料③

2 所管事務の調査（報告）

（5）「川崎市子ども・若者生活調査」の分析結果報告について

資料1 「川崎市子ども・若者生活調査」分析結果報告書 概要

資料2 川崎市子ども・若者生活調査分析結果報告書

こども未来局

（平成29年8月29日）

「川崎市子ども・若者生活調査」分析結果報告書 概要

1 「川崎市子ども・若者生活調査」実施の背景

(1) 「子どもの貧困」の概況

「子どもの貧困率」の推移

- 国民生活基礎調査によると、全国において可処分所得額が「貧困線」の水準を下回る世帯に含まれる子どもの割合（「子どもの貧困率」）は平成 24 年時点で 16.3%、平成 27 年時点では 13.9%となっている。（約 7 人に 1 人の割合）
- 平成 15 年から平成 24 年まで子どもの貧困率は上昇傾向にあり、家庭間の経済状況の格差拡大が示唆されている。

相対的貧困の状態にある世帯・子どもが抱える課題とは

- 経済的課題のほか、保護者の不安定な就労状況、疾病があることなど、世帯として不安定な生活状況にある可能性がある。
- 子どもの貧困の実態は見えにくく、「相対的貧困」の状態にある世帯と子ども・若者の生活状況を把握することが重要である。

(2) 国の動向

- 平成 26 年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が定められた。

(3) 本市の取組の現状

国の「子供の貧困対策に関する大綱」に示されている内容	本市の事務事業
教育の支援 ○ 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進 ○ 教育費の負担軽減 ○ 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進 等	■ きめ細やかな指導推進事業 ■ 地域の寺子屋事業 ■ 魅力ある高校教育の推進事業 ■ 就学援助・就学事務 ■ 児童生徒指導・相談事業 ■ キャリア在り方生き方教育推進事業 ■ 奨学金認定・支給事務 ■ 生活保護自立支援対策事業 等
生活の支援 ○ 保護者の生活支援 ○ 子供の生活支援 ○ 関係機関が連携した支援体制の整備 ○ 支援する人員の確保 等	■ 民間保育所運営事業 ■ わくわくプラザ事業 ■ 母子保健指導・相談事業 ■ 生活困窮者自立支援事業 ■ 児童養護施設等運営事業 等 ■ 公立保育所運営事業 ■ 妊婦・乳幼児健康診査事業 ■ 生活保護自立支援対策事業 ■ ひとり親家庭の生活支援事業
保護者に対する就労の支援 ○ ひとり親家庭の親の就業支援 ○ 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援 ○ 保護者の学び直しの支援 等	■ ひとり親家庭の生活支援事業 ■ 生活困窮者自立支援事業 等 ■ 生活保護自立支援対策事業
経済的支援 ○ 母子福祉資金貸付等の父子家庭への拡大 ○ 養育費の確保に関する支援 等	■ 生活保護業務 ■ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 等

2 本市の子ども・若者及びその家庭の生活の状況

(1) 調査方法等の概要

種別	対象者	期間	対象者数	回答数	回答率
市民アンケート	市内の 0～23 歳の子ども・若者がいる世帯（無作為に抽出）の保護者を対象に実施した。	H29.1.6 ～1.22	6,000 人	2,635 件	43.9%
支援ニーズアンケート	生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯（①保護者、②子ども・若者本人）、③子ども・若者（②以外）、④児童養護施設に入所している子ども・若者を対象に実施した。	H29.1.2 ～2.17	①～③ 1,500 人 ④127 人	①432 件 ②333 件 ③503 件 ④ 99 件	①28.8% ②22.2% ③33.5% ④78.0%
支援者ヒアリング	児童相談所等の行政機関のほか、児童福祉施設、NPO 法人等の職員を対象に実施した。	H29.2 月 ～3 月			

(2) アンケート調査から把握された状況

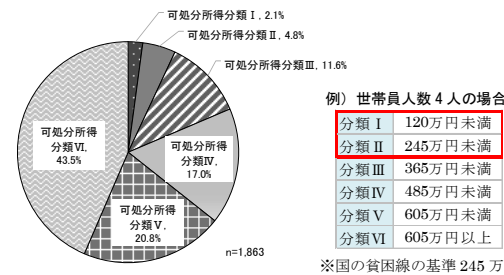
① 保護者に関する現状・課題

- 可処分所得の水準が国の貧困線の水準を下回る世帯は 6.9%であった。
- 貧困線を下回る世帯では、電気料金等が払えない、必要とする食料・衣料が買えないなどが高い割合で発生している。
- 所得が低いことと不安定な就労・生活との関連性が把握され、所得が低い世帯では「保護者の孤立・不安」や「教育費の負担」等、悩みが大きくなっていることが課題である。

～ 国民生活基礎調査に基づく「子どもの貧困率」と本調査の推計値について ～

- 国民生活基礎調査では、世帯の可処分所得額を世帯人員の平方根で除して求められる「等価可処分所得」の額が「貧困線」（全世帯の中央値の半分の額で設定）を下回る場合に、その世帯が相対的貧困に該当するとしている。
- 本調査の可処分所得分類Ⅰ・Ⅱは国民生活基礎調査の貧困線と同水準になるように設定したが、国民生活基礎調査と本調査は手法が異なるので、本調査の値は国の「子どもの貧困率」と同一のものではない点に留意が必要である。

＜世帯の可処分所得の水準（市民アンケート）＞



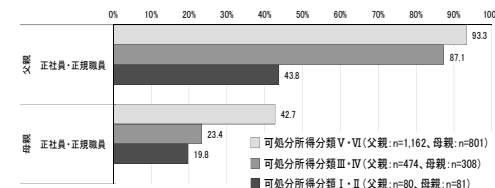
- 可処分所得が国の「貧困線」を下回る水準に相当する、「分類Ⅰ」または「分類Ⅱ」に該当する世帯は合わせて 6.9%となっている。
- 「分類Ⅰ・Ⅱ」に該当する世帯では、過去 1 年間に経済的な理由での「電気料金・ガス料金・水道料金の未払い」が 2 割以上の世帯で発生している。

＜国の貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合、ひとり親世帯の割合（市民アンケート）＞

調査項目	アンケート調査結果からの推計値
世帯に含まれる 18 歳未満の子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合	7.0%
世帯に含まれる 24 歳未満の子ども・若者のうち、貧困線を下回る世帯で生活する子ども・若者の割合	7.6%
ひとり親世帯のうち貧困線を下回る世帯の割合	42.9%

- 調査対象の世帯に含まれる 18 歳未満の子どものうち、可処分所得が「貧困線」を下回る水準（分類Ⅰ・Ⅱ）の世帯で生活する子どもの割合は 7.0%となっている。
- 24 歳未満の子ども・若者について同様の集計をすると 7.6%となっている。
- ひとり親世帯の中で可処分所得分類Ⅰ・Ⅱに該当する割合は 42.9%となっている。

＜父親・母親の就業形態（市民アンケート）＞



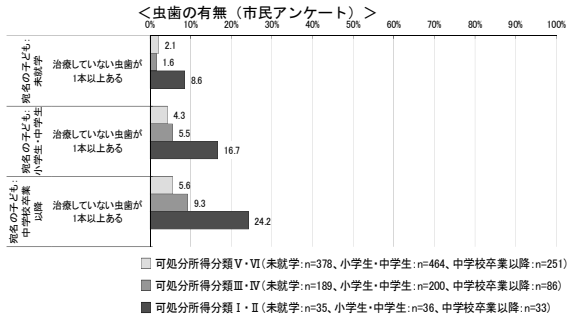
- 所得水準が相対的に低い世帯では父親が仕事をしていない割合が高く、仕事をしていても正社員・正規職員である割合は低い。
- 仕事をしていない理由としては「自分に病気や障害などがあるため」との回答が多い。

「川崎市子ども・若者生活調査」分析結果報告書 概要

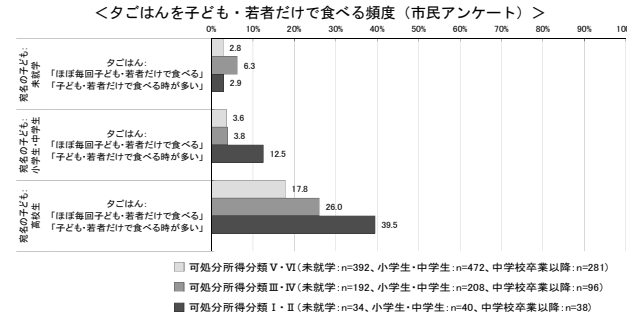
② 子ども・若者に関する現状・課題

ア 生活の基盤形成に関する現状・課題

- 所得の水準と虫歯の有無や入浴頻度との関係などから、所得の格差が基本的な生活習慣の形成の格差につながっていることがうかがえる。
- 朝ごはんの摂取状況や夕ごはんにおける「孤食」の状況にも所得水準との関係による差異が生じている。



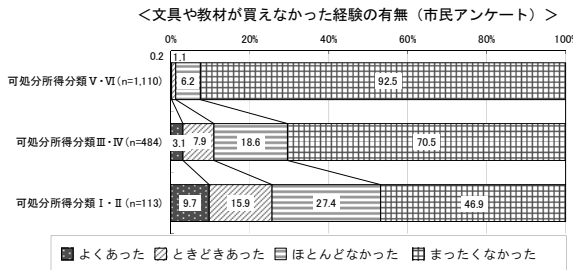
- 所得の水準が相対的に低い世帯では、子どもが未就学の段階で治療していない虫歯が1本以上ある割合が高く、その傾向は子どもが中学卒業以降の段階にあっても同様に見られる。
- このほか、所得の水準が相対的に低い世帯の子どもは毎日入浴している割合が低く、入浴の頻度に関しても差異が見られる。



- 所得の水準が相対的に低い世帯では、小学生以降の段階で夕ごはん時に子ども・若者だけで食べる割合が高い。
- このほか、所得の水準が相対的に低い世帯では朝ごはんを毎日食べている割合が低く、摂取状況にも差異が見られる。

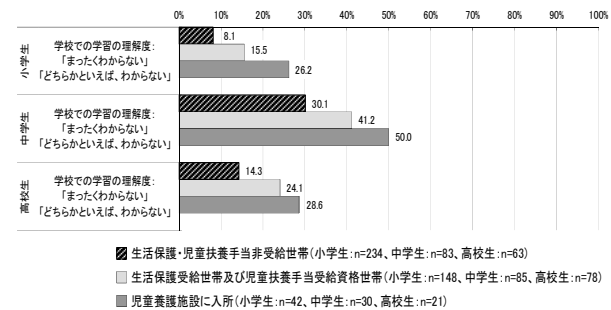
イ 学び・学習に関する現状・課題

- 所得の水準により文具や教材が買えないなどの学習環境や習いごと等の経験に差異が生じている。
- 所得の水準により学校での学習の理解度や学校を楽しんでいるかどうかにも差異が生じている。



- 所得の水準が相対的に低い世帯では、子どもが必要とする文具や教材が買えないことが高い割合で発生している。
- このほか、世帯の状況により、習いごとの状況に差異が見られ、野外活動の経験や図書館、博物館・科学館、美術館・劇場に行くことに関しても差異が生じている。

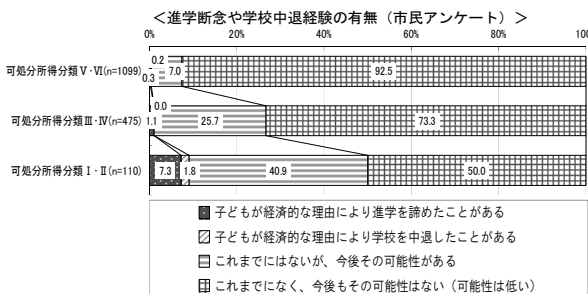
＜学校での学習の理解度（支援ニーズアンケート）＞



- 世帯の状況により、学校での学習の理解度に差異が生じている。(児童養護施設に入所している子どもに学習の理解度が低い傾向がある。)
- このほか、学校での生活を楽しんでいるかどうかについても、所得の水準によって差異が見られる。

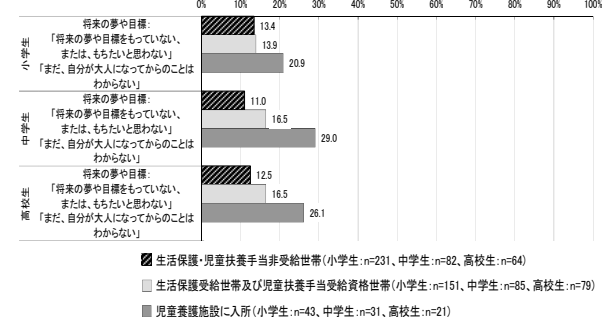
ウ 進学・自立に関する現状・課題

- 所得の水準が低い世帯では進学断念・中退をせざるをえない状況が生じる可能性が高いと考えている。
- 将来の夢や目標を持っているかということにも、子どもが置かれている状況による差が生じている。



- 所得の水準が相対的に低い世帯では経済的な理由による進学断念・中退の可能性があるという回答された割合が高い。
- このほか、保護者から子どもに想定・期待する学歴にも差異が生じている。

＜将来の夢や目標（支援ニーズアンケート）＞



- 児童養護施設に入所している子どもには、将来展望を持っていない割合が高く、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯 (ひとり親世帯) でも、その割合が高い傾向にある。

「川崎市子ども・若者生活調査」分析結果報告書 概要

(3) ヒアリング調査から把握された状況

<保護者及び子ども・若者の生活等に関する概況>

- 保護者に関する現状・課題について、子どもの養育に困難が生じている。個別事例から把握された保護者自身の生活の現状・課題を「生活管理の状況」「不安定な就労の状況」「保護者の成育歴等に関する様々な困難」「援助希求行動」の4点から整理した。
- 子ども・若者に関する現状・課題について、発達段階別に想定される課題を踏まえ、「生活の基盤形成」「学び・学習」「進学・自立」の3つの領域に関して整理した。

① 保護者に関する現状・課題

【生活管理の状況】

- ・ 金銭管理、家事、子育てができない状況がある。
- ・ 背景に疾病や障害を抱えているケースが多い。

【保護者の成育歴等に関する様々な困難】

- ・ 健康状態の課題、障害あるいはその疑いがある。
- ・ 過去に虐待、いじめを受けた経験やDVの経験がある。

【不安定な就労】

- ・ 疾病等のため就労が困難なケースがある。
- ・ パートタイム就労等の非正規雇用が多い。

【援助希求行動】

- ・ 生活に問題がないと思っているためSOSを出さない。
- ・ 社会的に孤立をしていてSOSが出せない。

<支援者の捉え方等に関する概況>

- 各支援者からは、「子どもの貧困」を経済的な問題にとどまらず、「子どもの成長・自立の機会の剥奪の問題」「保護者の養育力の問題」「孤立・居場所（援助希求行動）の問題」「世代間の連鎖の問題」といった視点が挙げられた。
- 今後必要とされる支援や連携のあり方等としては、子どもの貧困対策を推進する上でのサービス・制度などについて、「乳幼児期の養育の支援・保育の充実」「学校と福祉の連携」「地域における子ども・若者の居場所づくり」「子どもを中心とした地域の関係機関の連携・ネットワークの構築」などの点が挙げられた。

③ 支援者の視点から見た子どもの貧困の問題点

【子どもの成長・自立の機会の剥奪の問題という視点】

- ・ 子どもが当然得られるべきモノ等が与えられていない。
- ・ 物質的に満たされないことで心のケアが必要になる。

【孤立・居場所（援助希求行動）の問題という視点】

- ・ SOSを出せる関係性を持っていない。
- ・ 家族間や地域との関係性がなくサポートする人がいない。
- ・ 子どもの居場所が家にも学校にも社会にもない。

【保護者の養育力の問題という視点】

- ・ 生活に余裕がなく十分な養育ができない。
- ・ 子どもを教育して育てていくという意識に欠ける。

【世代間の連鎖の問題という視点】

- ・ 世代間の連鎖が絶えず抜け出す方法が見つげづらい。
- ・ 身近に見本となるモデルがいないため、連鎖が生じる。

(4) 総括的な整理

① アンケート調査から把握された現状・課題

- アンケート調査からは、保護者、子ども・若者のそれぞれについて、所得水準の格差が様々な面での生活状況の格差と関連していることが把握された。
- これらの生活状況の格差を解消の方向に向かわせるためには、支援が必要と考えられる保護者、子ども・若者を広く包含する、各種の制度・仕組み等を充実させ、対応を図っていくことが有効である。

② 子ども・若者に関する現状・課題

生活の基盤形成

【愛着の形成と基本的信頼感】

- ・ 愛着関係に課題のある事例が多数存在する。
- ・ 子どもへの無関心や過度の依存などの事例も存在する。

【基本的生活習慣】

- ・ 食事、排せつ、睡眠、清潔などの基本的生活習慣を身につける養育力が家庭にない事例が存在する。

学び・学習

【自己肯定感】

- ・ 自己肯定感が低く、自信がなく、身なりを気にしている事例が存在する。
- ・ 勉強や部活動を通じて、自己肯定感が高まる子もいる。

【学習内容の理解】

- ・ 学習習慣がなく、学習内容をあまり理解していない。
- ・ 不登校の期間の勉強は抜けているが、学習意欲はあり努力している。

【不登校、非行、引きこもり等】

- ・ 学校には行っていない状態で、ほとんど家にいる。
- ・ 家庭の状況で学校に通うことができない。
- ・ 万引きなどの非行傾向がある。

進学・自立

【進学への意識】

- ・ 経済的に無理、勉強ができないからと進学を断念している。
- ・ 進学への意識や希望を持つ子ども・若者もいる。

【将来の見通しや希望】

- ・ ロールモデル（よき理解者、目標となる大人など）がいない。
- ・ 好きなこと、身近な職業への希望をもつ若者もいる。

【学校に在籍していない若者の就労や生活】

- ・ 不安定な就労状況である。
- ・ 様々な就労支援事業を利用している。

④ 必要とされる支援や連携のあり方等

【乳幼児期の養育の支援・保育の充実】

- ・ 乳幼児のうちから、基本的生活習慣を獲得させることが必要である。
- ・ 家庭で難しいのであれば、家庭以外の場所で他の大人から養育支援を受けられれば良い方向に変わるのではないかな。

【学校と福祉の連携】

- ・ 学校は、子どもを通じて家庭の様子を知ることができる。
- ・ 他の機関との協力と保護者への働きかけが必要である。
- ・ 福祉と教育のつながる仕組みが必要である。

【地域における子ども・若者の居場所づくり】

- ・ 地域に子どもの居場所がもっと必要である。
- ・ 支援機関よりもっと敷居の低い場所、支援機関と子どもや若者をつなぐ機能も必要である。
- ・ サポートステーションに来てからでは自立までに時間がかかるため、予防支援が重要である。

【子どもを中心とした地域の関係機関の連携・ネットワークの構築】

- ・ 関係機関同士が、お互いの強みを理解し合っていないと思うので、うまく連携強化ができれば良い。
- ・ 民間の中に、どのような社会資源があって、どうやったら活用できるのか、把握できるよう整理し、ネットワークをつくる必要がある。

② ヒアリング調査から把握された現状・課題

- ヒアリング調査で把握した個別事例からは、経済的な問題以外の家庭や生活での課題（例えば、保護者の複雑な成育歴等）について、多様な側面と複雑な問題性があることが把握された。
- 対応策として、各種の制度・仕組み等を充実させ対応を図ることも必要であるが、それだけではこれらの保護者や子ども・若者が抱える、複雑に絡み合う、根本にある課題が解決されないのではないかとすることも懸念される。
- 非常に困難な状況にある保護者や子ども・若者を支援するためには、個々の問題・課題を一つひとつ紐解いて解決していくという地道な対応が必要であり、中長期的な視点での制度・仕組みの構築の検討が重要である。

「川崎市子ども・若者生活調査」分析結果報告書 概要

3 まとめ(必要と考えられる視点や対応策に関する考察)

(1) 「子どもの貧困」の問題を捉えるにあたり必要と考えられる視点

【経済的な問題に様々な要因が関連しながら生じている】

- 「子どもの貧困」の問題は必ずしも経済的な困窮状況のみが課題というわけではなく、家庭背景や生活状況など、その他の様々な要因にも目を向けることが重要である。
- 例えば、「保護者が精神疾患を罹患しており、働けないために子どもが経済的に困窮している」という関係性にある場合には、疾患の問題がより根本的な課題であると言えます、また、「保護者の養育力に課題があり、子どものロールモデルになりえていない」という状況にある場合には、保護者自身が抱える課題だけでなく、子どもの生活習慣や進路意識等の面での課題への対応が求められる。

【個人の意思や努力等によらないところで生じている社会構造上の問題】

- 特に子どもの視点に立った場合、家庭環境の差によって幼少期の時点で既に様々な面で差が生じたり、制約を受けたりするなどの状況があることがうかがえ、本人の意思や努力等によらないところで「貧困」に陥るリスクが高まっている。
- 保護者自身も、子どものときに制約を受けていた場合や、疾病や障害等の課題を抱えている場合、配偶者に課題がある場合など、本人の意思や努力等によらない様々な要因の結果として「貧困」に陥ってしまったということが少なくないと考えられる。

(2) 対応策を検討するにあたり必要と考えられる視点

【子ども・若者の発達段階に応じた切れ目のない支援】

- 子ども・若者の発達の段階別に生じる課題は、前段階の課題が次の段階の基礎を築く上で重要な要素になっている。
- 「貧困の連鎖」は、各種の課題の相互作用によって生じると考えられることから、子どもの貧困対策においては、保護者への支援も含め、子ども・若者の発達の過程のいずれの段階においても、漏れない、また、切れ目のない、保健・医療・福祉・教育・雇用などの分野が連携した重層的な支援を行っていくことが重要である。

【既存制度・施策の底上げとアウトリーチの考え方による支援】

- 援助希求行動のない方がいると考えられ、現在実施している各種の施策・支援制度等が、必要とされる方に十分に届いていないことが想定される。
- 必要とされる方に十分な支援がなされるよう、既存の制度・支援策等を充実させて底上げを図っていくこと、また、アウトリーチの考え方による取組を広げ、自らSOSを出せない人等に対しても支援が届くこと、あるいは自らSOSを発する力を身につけられるようにしていくことが重要である。

(3) 「子どもの貧困」に関わる対応策の考え方

【保護者に対する支援等】

- 保護者に対しては、就労の支援のほか、養育に必要な知識・情報の習得の支援を含めた生活支援や相談等の支援も必要である。(ひとり親世帯では経済的に厳しい状況にある割合が高いことから、子育て・就労の両面での支援の充実が重要である。)
- 子どもが乳幼児期の段階にある保護者と子どもとの間の信頼関係形成がその後の成長・発達という点からも非常に重要であり、乳幼児期の子どもがいる世帯に対する支援をより充実させることも重要である。

【子ども・若者に対する支援等】

- 発達段階に応じて、一人ひとりの子ども・若者を支援することが重要であり、また、狭義の学力(認知的能力)だけでなく、自信や意欲、社会性等に関わる「非認知的能力」の向上を支援していくことが重要である。
- 就学前の乳幼児期の段階においては、母子保健の制度や保育・幼児教育の制度等の充実を通じて、生活の基盤形成の支援を行うことが重要である。
- 学び・学習の面で様々な格差が生じていることに関しては、学校で学習の理解度・習熟度に応じた対応を行うことや地域での学習支援、地域での体験活動等の機会の充実を図っていくことが重要である。(学齢期では不登校等の課題も生じてくることが考えられ、発達の段階に及び個々の児童・生徒の状況に応じた対応が求められる。)
- 自立に向けては、身近なロールモデルに触れる機会、キャリア教育等の講座やスキルを身につける機会、労働教育や金銭教育の機会など、就労に向けた準備・支援を充実させることが重要であり、また、「権利学習」等を通じて、子ども・若者が社会から孤立せず必要な時に自らSOSを発する力を身につけられるように支援していくことも重要である。
- 社会的養護の対象となっている子ども・若者に対してはより手厚い支援が必要である。

【支援体制のあり方】

- 今後の支援体制のあり方として、困っている人が地域の中でSOSを出せるように、また、地域の中で必要な方にアウトリーチができるように、ボランティア団体や地域住民など、地域で活動する方々に対する働きかけや、地域で活躍する方々が活動しやすい環境の整備等を通じて、「子どもの貧困」に関する取組が地域に根ざし、醸成されるようにすることが重要である。
- 必要な方に支援が届くよう、切れ目のない支援ができるよう、市民の方が気兼ねなく集える場所や専門的な相談・支援サービス等の提供のほか、必要な方を支援に「つなぐ」役割を果たす専門職が重要であることから、地域における居場所・拠点づくり・人材育成等の取組が必要である。
- 支援者同士が連携するための仕組み(ネットワーク)の構築も重要であることから、様々な特性・専門性を持った機関や支援者のネットワークの充実を図りながら、例えば「支援により課題が好転した事例」の情報を共有してその後の対応策等を考えていくなど、連携等を通じて、支援者側の力を上げていくことが重要である。

【今後に向けて】

- 幅広い分野の制度・事業・取組の充実とともに、支援が必要な家庭と子ども・若者に対して支援が届くよう、地域環境の整備、公的な支援機関のアウトリーチの仕組みや連携体制の構築など、中長期的な視点での検討が必要である。
- 子ども・若者が、その生まれ育った環境に左右されることなく、成長・自立していくためにも、家庭・地域・行政がそれぞれ役割を果たしながら、子ども・若者の成長を支え、「貧困の連鎖」を断ち切るという考え方が重要である。